



平成24年4月13日

日本政策金融公庫と連携・協力した「茨城産業再生特区」の活性化に向けた取り組みについて

筑波銀行（頭取：木村 興三、本店：茨城県土浦市）では、地域復興支援プロジェクト『あゆみ』の一環として、「茨城産業再生特区」に認定された地域（13市町村）の活性化促進に向けて、日本政策金融公庫と連携・協力関係を強化してまいりますのでお知らせいたします。

1. 「茨城産業再生特区」における日本政策金融公庫との連携・協力の強化

弊行ならびに日本政策金融公庫は、連携・協力して地域経済の活性化に取り組んでおりますが、平成24年3月9日に、東日本大震災からの復興対策の一環として茨城県内13市町村が「茨城産業再生特区」として認定されたことから、特区の雇用確保、投資等を促進させるという趣旨をふまえ、連携・協力関係をさらに強化することで、特区の活性化促進に貢献してまいります。

2. 連携・協力強化における当行の対応

「日本政策金融公庫連携復興支援ローン」について、特区内の事業所を対象として、一定の条件を満たす場合に特別金利を設定いたします。

名称	通常金利	特別金利	
日本政策金融公庫 連携復興支援ローン(※)	1.85%	震災以降、新たに被災者を雇用する、または雇用した事業者に対する融資の場合	1.00%
		省エネ効果のある設備、または再生可能エネルギー設備に関する融資の場合	1.35%

※日本政策金融公庫の融資承認が得られる方が対象となります。

※特別金利は当行からのご融資分です。日本政策金融公庫からのご融資分には適用されません。

3. お取扱期間

平成25年3月29日（金）まで *お取扱期間にご融資が実行される方が対象となります。

4. その他

(1) 各種お申込手続き等につきましては、お近くの店頭窓口までお問い合わせください。

(2) お申込みに際しては、当行および日本政策金融公庫所定の審査がございます。

審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

以上

*「茨城産業再生特区」13市町村・・・北茨城市、ひたちなか市、神栖市、大洗町、日立市、鹿嶋市、水戸市、高萩市、潮来市、那珂市、鉾田市、茨城町、東海村

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部調査広報室	田村	内線3730
TEL 029-859-8111			